

活動制限期間中に建設部門が遵守すべきガイドライン

ファディラ・ユソフ上級大臣兼公共事業大臣

2020 年 4 月 22 日

活動制限令は 36 日目を迎え、活動制限令第三段階は実施 8 日目となりました。

- ・ 建設部門は、認可を条件に 2020 年 4 月 13 日から段階的に操業が認められている経済分野の一つです。

経済活性化のための建設業の重要性

- ・ 建設部門は、国の経済発展にとって重要な経済部門の一つです。毎年、平均 RM1400 億の建設工事が行われています。
- ・ また、建設部門は他の経済部門、例えば、製造業、交通機関、金融部門の開発に影響を与えることができる乗数効果を有しています。
- ・ このように、建設活動の延期は、建設産業自体だけでなく、それに関連する他の産業にも大きな影響をもたらしています。
このように、国の経済活動を活性化させるためには、建設工事の一部を開始できるようにすることが必要不可欠です。
- ・ しかしながら、公共事業省は、生活と生計、健康および生活の質のバランスをとる必要性を真剣に検討しています。一部の企業は操業を許可されますが、COVID-19 発生のリスクから建設部門の労働者だけでなく一般市民を保護するために、標準作業手順 (SOP) とガイドラインを遵守する必要があります。

活動制限期間中の段階的な工事の開始

COVID-19 の拡散のリスクを確実に制御することができるようにするため、建設工事は活動制限期間に段階的に操業することが許可されています。

一般的に、許可されたプロジェクトは、13 のカテゴリに含まれるものとなります。

- ・ IBS スコア 70 点以上の建築工事、物理的な進捗率が 90%以上のメンテナンス作業・工事など、現場に多くの従業員を必要としないもの
- ・ 斜面、トンネル、橋梁、高架橋、地盤調査などの建設構造物の安全性を確保するための重要な作業
- ・ 蚊や害虫の繁殖を防ぐためのメンテナンス作業、工事現場の水の浄化・乾燥
- ・ 工事の進捗状況に応じた支払いの承認を含む、管理およびプロジェクトの監督に必要な

全ての専門的なサービス

- ・ G1・G2 クラスの請負業者が実施する工事。小規模企業の経済的継続性を高めるために G1・G2 クラスの請負業者が実施する工事は、作業員の数も少なく、小規模である。

SOP とガイドラインによる COVID-19 拡散リスクの管理

- ・ 建設現場及び建設労働者の宿泊施設、宿舎での COVID-19 発生リスクを抑制するために、承認されたすべての建設プロジェクトでは、以下の事項を遵守しなければなりません。

- SOP、活動制限期間中の建設プロジェクトの操業と作業員の移動の許可
- 建設現場での COVID-19 予防対策・実践ガイドライン
- 活動制限期間中の労働者宿舎(CLQ)及び建設労働者の宿泊施設の運営ガイドライン
- 本文書は、ウェブサイトからアクセスできます。

<https://application.miti.gov.my/register> および <http://www.cidb.gov.my>

- ・ 操業を許可された建設分野のサプライチェーン内のすべての企業は、**SOP と活動制限期間中の企業のための操業と従業員の移動に関するガイドライン**を遵守しなければなりません。さらに、建設部門の企業は、以下を含む CIDB が提供する SOP とガイドラインを遵守する必要があります。

- 工事現場での勤務時間は、8 時から 17 時 30 分まで、週 5 日とすること。
- 請負業者または企業は、体温測定器またはサーマルスキャナーを用意し、咳の症状、喉の痛み、呼吸困難のスクリーニングを行うこと。体温測定と症状検査は、建設現場/敷地内で日常的に行わなければならない。
- 従業員の送迎を提供すること。
- 社会的距離（social distancing）を確実に取ること。
- 従業員の数を最小にするか、通常必要な人数の 50%以下にすること。
- 事務的な業務、設計などを例として、従業員が自宅で「デスクワーク」を完全に行うことが奨励される。従業員が工事現場に行く必要がある場合は、すべての SOP とガイドラインに従うこと。
- 安全衛生責任者(SHO)、現場安全監督者(SSS)、会社のオーナーなど、SOP の遵守を確実にする責任者を特定すること。
- 連絡先の追跡のために、全従業員は、保健省の MySejahtera アプリケーションをダウンロードすること。

活動制限期間中の建設事業の営業許可申請状況

- ・ 申請は 2020 年 4 月 13 日（月）より、<https://application.miti.gov.my/register> にて受け付けています。
- ・ 建設部門の申請はすべて建設産業開発局（CIDB）により審査を受け、推薦されます。企業の許可証は国際貿易産業省（MITI）が発行します。
- ・ 申請手続きには少なくとも 5 日間必要です。
- ・ 申請の際、企業は会社名、プロジェクト名/プロジェクトリスト、従業員リスト、および保健省、国家安全保障会議（NSC）、MITI、CIDB により定められたすべての規制を遵守することを約束する誓約書を提出しなければなりません。
- ・ 不許可となった申請者は、同じシステムで不服申し立てを行うことができます。
- ・ 不服申し立ての手続きは 5 日間必要です。
- ・ 2020 年 4 月 21 日午後 5 時までに、合計 19,077 件の申請が受理されました。
 - うち許可：1856 件
 - うち不許可：7387 件
- ・ 不許可の理由は以下のとおりです。
 - プロジェクト情報の不備
 - 従業員情報の不備
 - 申請された工事が、上記の 13 カテゴリに含まれていない
 - プロジェクトが建設部門に属していない
 - CIDB オンラインシステム <https://cims.cidb.gov.my/> にプロジェクトが申告されていない
 - 申請した請負業者が CIDB に登録されていないか、登録期限が切れている
 - 請負業者が CIDB の懲戒処分を受けている。

※ 不服申し立ては、CIDB オンラインシステムでの請負業者の登録やプロジェクトの申告など、申請者が必要な情報を記入した後に行うことができます。

監視と執行

- ・ 監視と執行は、以下のことを確実にするために実施されます。
 - 操業を許可されたすべての企業が、SOP と所定のガイドラインを遵守していること
 - 許可なしに事業を行う企業がないこと
- ・ 執行業務は、CIDB、公共事業局、労働安全衛生局（DOSH）、地方自治体(PBT)と協力して実施されます。

- ・ SOP およびガイドラインに違反していることが判明した場合には、以下のような措置をとることができます。
 - 工事の即時中止
 - Act342 に基づく法的措置
 - Act520 に基づく CIDB による懲戒処分
- ・ 公共事業省では、一般の方が当局のオブザーバーとして不審な工事活動をホットライン 03-55672777 に報告することをお勧めしています。

以上